

陸上貨物運送事業における労働災害の発生状況

～「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のポイント～

山梨労働局

山梨労働局管内の陸上貨物運送事業における休業４日以上の労働災害は、近年増減を繰り返しており、ここ１０年間で６００名が被災し、その中で死亡災害については１０名、その内９名が交通事故によるもので、年間１名のペースで発生しています。

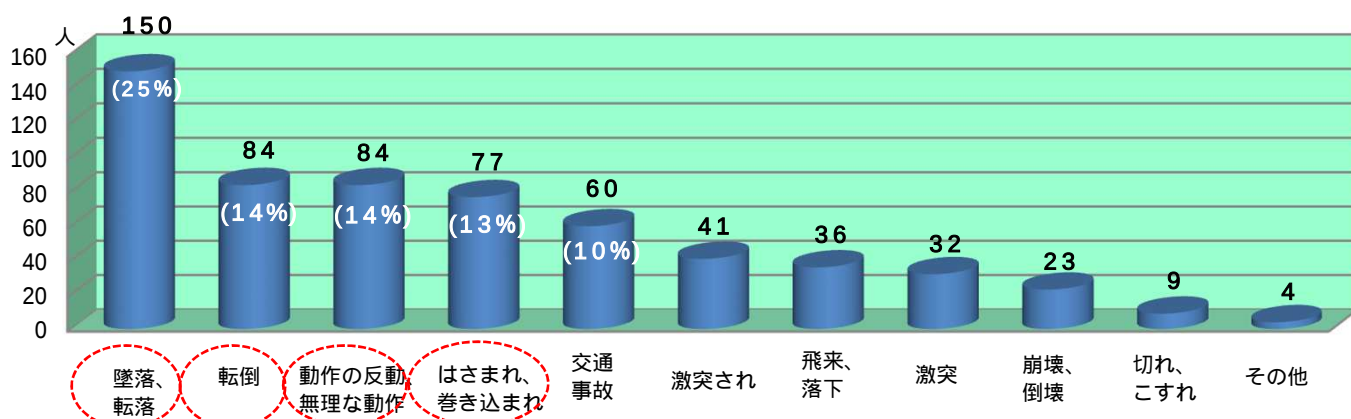
陸上貨物運送事業の労働災害の内訳を見ると、交通労働災害は全体の１０％であるのに対し、荷役作業中の墜落・転落、転倒、動作の反動、はさまれ災害等は約７０％となっていることから、労働災害の減少を図るためには、荷役作業の安全対策が重要となっています。

また、荷役作業における労働災害の発生場所は、全国的に見ても約７０％が荷主、配送先、元請事業者等の事業場となっていることから、荷主等においても陸上貨物運送事業者の労働者が行う荷役作業の安全確保に協力する必要があります。

厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しておりますので、運送事業者と荷主等が連携・協力して、荷役災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

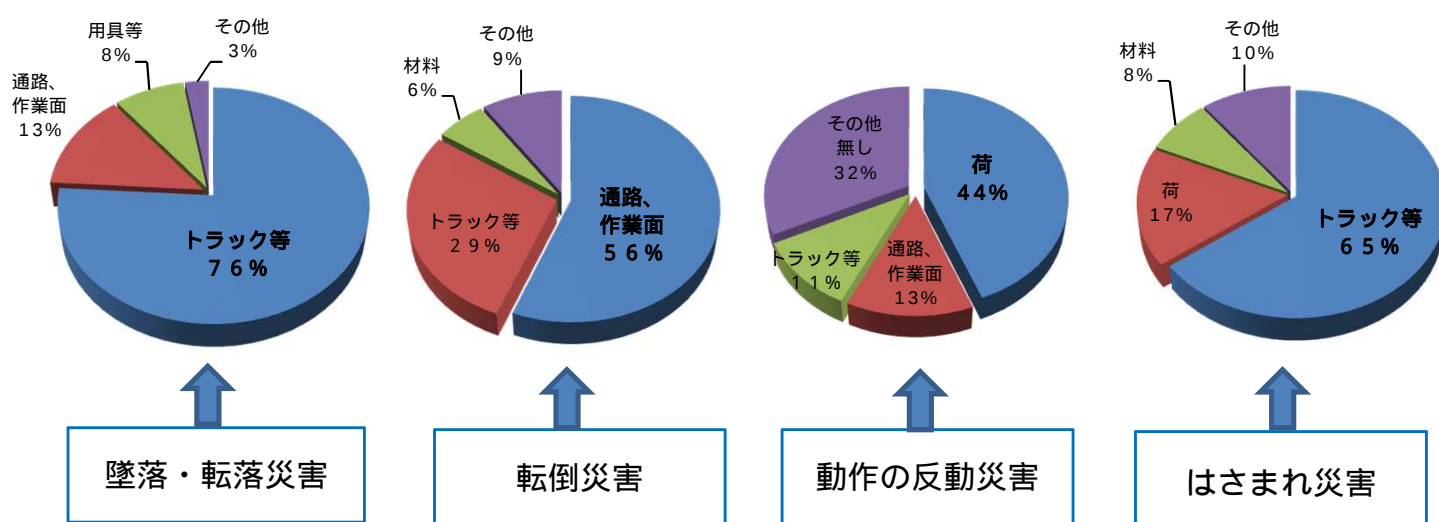
過去の１０年間ににおける休業４日以上の６００名の労働災害の発生状況は以下のとおりです。

１ 事故の型別発生状況

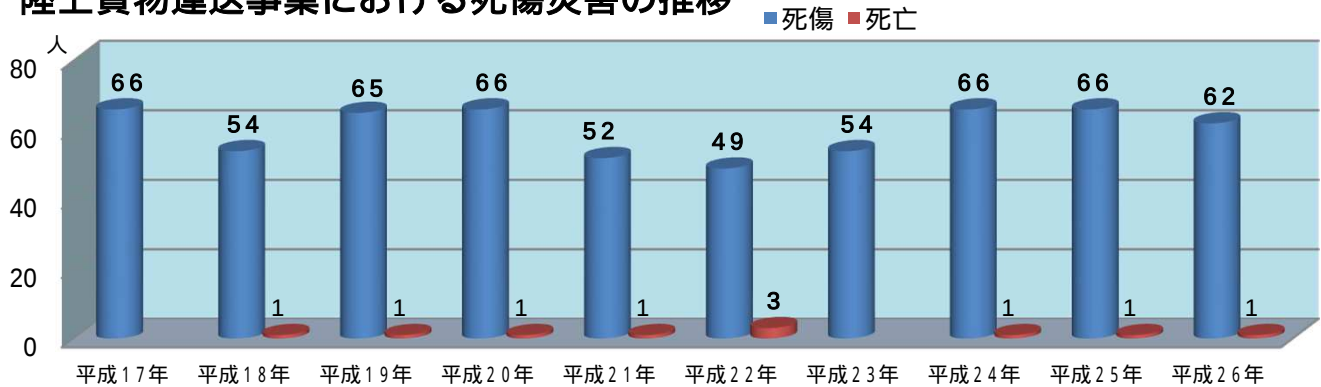


災害の発生状況を見ると、荷役作業中等にトラックの荷台から墜落する。階段等の作業面から転落するといった「墜落・転落」災害が最も多く、全体の４分の１を占めている。２番目に通路等での「転倒災害」、重量物を持ち上げようとしてぎっくり腰になる「動作の反動による災害」が、次いで荷役作業中にトラック、フォークリフトに身体を「はさまれる災害」の順で発生しており、荷役作業中の災害は約７割を占めている。なお、「交通事故」による災害は全体の１割となっている。

２ 災害別 起因物の発生割合

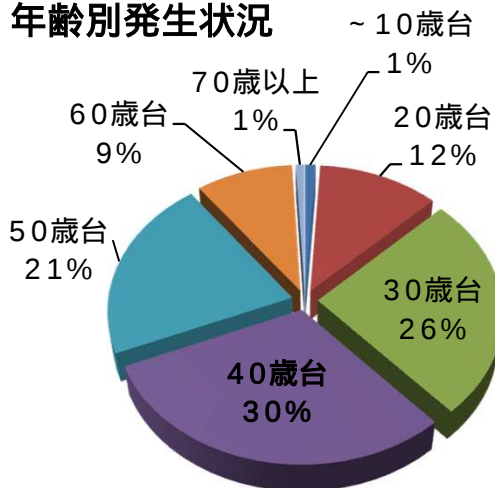


3 陸上貨物運送事業における死傷災害の推移



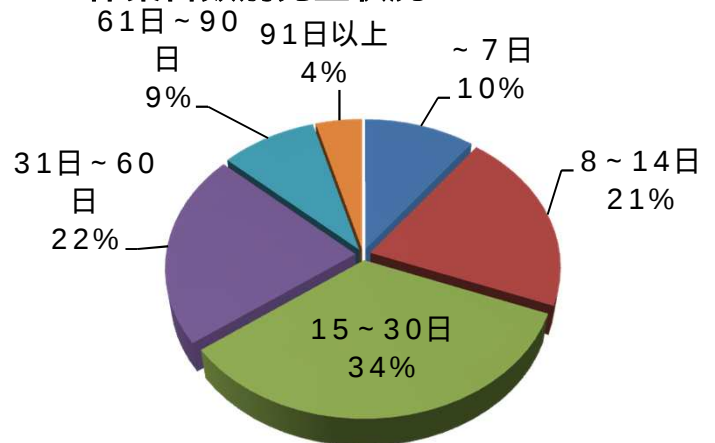
●ここ10年間を見ると、年間60名前後で発生しており、急激な増減は見られない。

4 年齢別発生状況



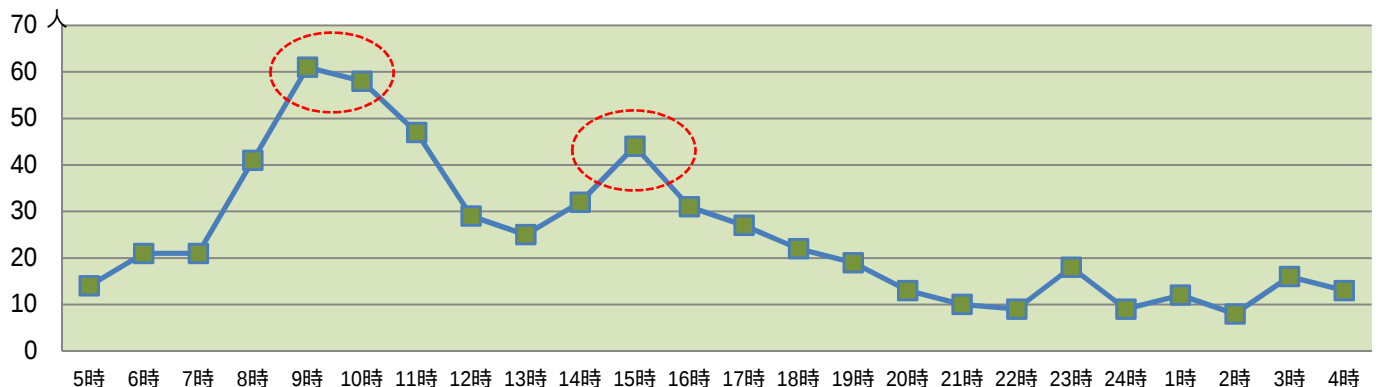
- 年齢別で見ると、40歳台が最も多い。
- 60歳以上で全体の1割となっている。

5 休業日数別発生状況



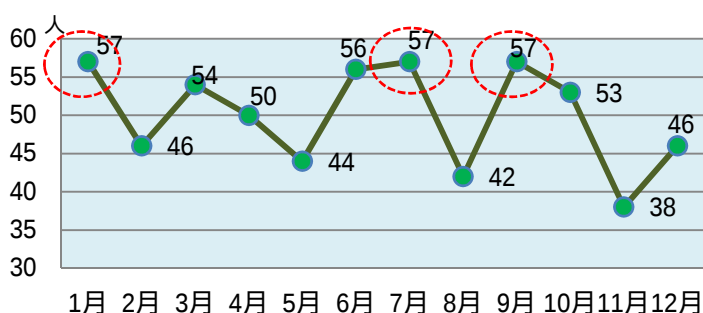
- 休業日数別で見ると、15~30日が最も多い。
- 2ヶ月を超える災害は全体の13%となっている。

6 時刻別発生状況



- 発生時刻別で見ると、午前中の9, 10時、午後の3時頃に多く発生している。

7 月別発生状況



- 月別で見ると、1月、7月、9月に多く発生している。

8 曜日別発生状況



- 曜日別で見ると、土日を除いては大差ないが木曜日が最も多い。

<陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン>

労働災害防止のためのポイントの抜粋

安全管理体制の確立等

平成25年3月25日付け基発第0325第1号で示されたガイドライン

○荷役作業の担当者の指名

安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名して、荷役作業の安全対策や荷主等との連絡調整等を行ってください。

○安全衛生方針の表明等

荷役作業の労働災害防止に組織的かつ継続的に取り組むため、「荷役作業における労働災害防止を盛り込んだ安全衛生方針の表明」「安全衛生目標の設定」「荷役作業のリスクアセスメントの実施」「安全衛生計画の作成」に取り組んでください。

○荷主等との安全衛生協議組織の設置

安全委員会、安全衛生委員会等で荷役作業における労働災害防止について調査審議してください。
反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置して、荷主先での荷役作業における労働災害の防止対策について協議してください。



荷役作業における労働災害防止措置（基本的な対策）

○荷役作業の有無の事前確認

運送の都度、荷主等の事業場で荷役作業を行う必要があるか確認してください。

○保護帽、安全靴の着用等

作業内容に配慮した服装、保護帽、安全靴を着用させてください。

○自社内の荷役場所を安全に作業が行えるよう改善

自社内の荷役場所について、十分な作業スペースの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、風雨が当たらない荷役スペースの確保、安全な通路の確保等、安全に作業ができるように改善、保持してください。

○その他

陸運事業者の労働者が荷主等から不安全な作業を求められた場合は、荷主等に改善を要請してください。
陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください。

墜落・転落による労働災害の防止対策

○荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸等の確認、整理・整頓を行う
- ・不安定な荷の上ではできる限り移動しない
- ・荷締め、ラッピング等は、荷や荷台上で行わず、できる限り地上から、または地上での作業とする
- ・安全帯を使用する（取付設備がある場合）
- ・墜落時保護用の保護帽を着用する
- ・荷や荷台の上での作業は、フォークリフトの運転者等から見える安全な立ち位置を確保す
- ・荷や荷台の上での作業は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしな
- ・滑りやすい状態では、耐滑性のある靴を使用する



○墜落防止施設・設備の使用

荷台の上で作業を行う場合は、できる限りあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用してください。

○貨物自動車の荷台への昇降設備の使用

最大積載量が5トン以上の貨物自動車に荷の積卸し作業をする場合には、昇降設備の使用が義務付けられています。

○自社内の施設・設備への安全帯取付設備の設置

タンクローリーへの給油作業のようなタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できる限り施設・設備側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置してください。

フォークリフトによる労働災害の防止対策

- フォークリフトの運転資格の確認
- 定期自主検査の実施
- 作業計画の作成
- 作業指揮者の配置
- フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項
 - ・ フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしない
 - ・ 荷崩れ防止措置を行う
 - ・ 運転時にはシートベルトを着用する（シートベルトがある場合）
- 自社内でのフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、見やすい場所に掲示
- 通路の死角部分へミラー等を設置（自社内）
- フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分（自社内）



転倒による労働災害の防止対策

- 荷役作業を行う労働者の遵守事項
 - ・ 作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等の確認、後ずさりでの作業はできるだけ行わない
- 荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用
- 荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸等のつまずき原因をできるだけなくす（自社内）
- 荷役作業場所の段差をなくす、手すりの設置する、床面の防滑化（自社内）
- 台車等の使用（荷物で手がふさがっていると転倒しやすくなるため）



腰痛防止対策

- 職場における腰痛予防対策指針（平成26年6月18日付け基発第0618第1号）で示された対策の実施
- 荷役作業を行う労働者の遵守事項
 - ・ 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと。特に、長時間の貨物自動車の運転の後には、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばす
 - ・ 中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらない
 - ・ 重量の重い荷は、2人以上で扱う、できるだけ台車等を使用する
- 人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善する

陸運事業者と荷主等との連絡調整

- 荷役作業の実施者について書面契約の締結を推進

荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっている場合があることが挙げられます。このため、運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にすることが重要です。

こうした点を踏まえ、陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください。
- 荷役作業の有無の事前確認（再掲）